

集団資源回収の手引き



○ 集団資源回収を始めるにあたって

集団資源回収とは、日常生活の中で排出される廃棄物の中で、再利用できるものを回収し、再資源化の推進及びごみの減量により生活環境の保全を目指すものです。

将来にわたって、地球環境を守り、次世代へ美しい地球を引き継げるよう循環型社会の構築に向け、ごみの再資源化・減量を進めて行きましょう。

集団資源回収事業報奨金制度のあらまし

①対象団体

- ・本庄市内の地域住民で組織・運営している自治会、PTA、子ども会など、営利を目的としない団体
 - ・資源回収を地域住民自らの手で、継続的に実施する団体
 - ・資源回収実施団体として、登録している団体
- *概ね、20世帯以上の参加が見込めること

②団体登録

- ・登録申請書を提出し、登録を受ける。（登録後、代表者等の変更があった場合は、変更申請書を提出。）
- ・回収する有価物の種類等、年間実施計画書を提出。
- ・登録申請書に報奨金振込口座の通帳コピーを添付。振込先口座は、登録団体名義のもの。

③報奨金の申請

資源回収実施後、回収品を引き渡した登録業者発行の「回収実績報告書」と「交付申請書」を提出。

申請書提出の翌月に報奨金交付。

【有価物の種類】

○紙類、布類、金属類の3種類

【報奨金の単価】

○報奨金の単価は以下のとおりです。

有価物の種類数	単 位	単 価
1 種類	1 キログラムにつき	3 円
2 種類	1 キログラムにつき	4 円
3 種類	1 キログラムにつき	5 円

※ただし、同一月に登録業者へ引き渡す必要があります。

【集団資源回収の実施方法】

〔1〕 事前準備

- ・回収する品目や出し方、日時・場所について、**必ず引き渡す業者と調整**してください。
その際、引き渡す業者は、3 ページの有価物取扱登録業者の中からお選びください。登録していない業者へ引き渡した場合は、報奨金は、交付されませんのでご注意ください。
- ・利用する方に、回収する品目や出し方、日時・場所をお知らせください。
- ・回収場所は、交通の妨げとならない所を選んでください。
回収の際には、事故のないよう気をつけましょう。（万一の事故に備えて、ボランティア保険に加入することをおすすめします。）
- ・引き渡しスケジュールについて、月をまたぐ場合は注意しましょう。引き渡す月ごとに申請書は分けるので、月をまたぐと報償金の単価が低くなる可能性があります。

〔2〕 回収品の分け方・出し方

※回収できる物・できない物は業者ごとに違いますので必ず確認しましょう。

種 類	主な品目	出し方
紙 類	新聞紙（広告含む） 雑誌類 段ボール 雑がみ（包装紙等） 牛乳パック	品目毎にひもや紙袋でまとめる。 牛乳パックは、軽く洗って開く。
布 類	衣類	洗濯し、汚れないよう袋に入れる。
金属類	スチール製飲料用缶 アルミ製飲料用缶	水ですすいでから出す。

※雑がみ・布類等については、社会情勢の変化により引取できない場合もあります。
必ず引き渡す業者と調整してください。

〔3〕 回収が済んだら

- ① 有価物取扱登録業者に回収品目を引き渡し、所定の「**回収実績報告書**」（様式第4号）を受け取ってください。（品目・数量等が記入、また、押印があるかを確認してください。）

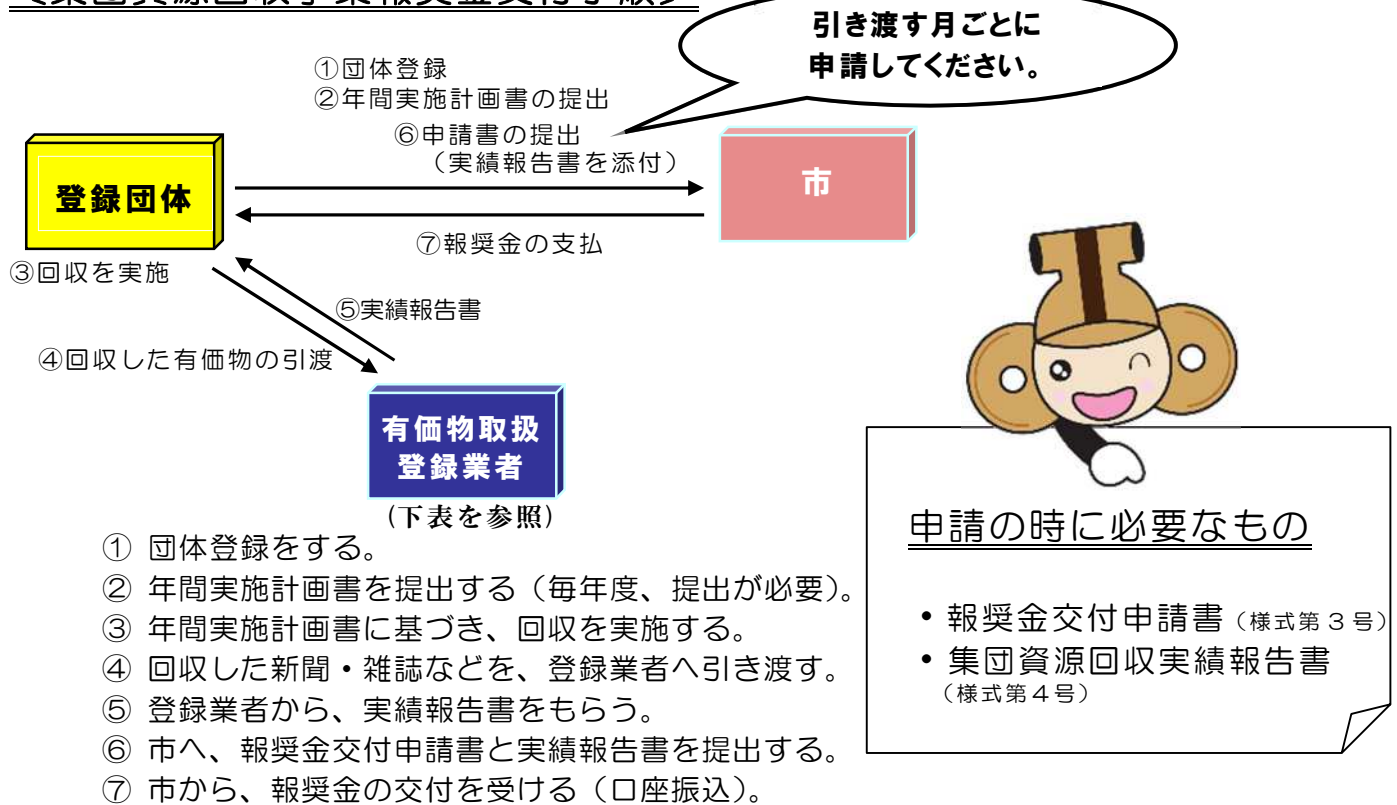
＊市況調査のため、市より売却単価を伺うことがあります。ご協力ください。

- ② 回収実績報告書をもとに、所定の「**報奨金交付申請書**」（様式第3号）を作成し、市役所環境推進課または支所環境産業課へ提出してください。（記入例参照）

報奨金は、申請書提出の翌月に振り込みます。（代表者変更・振込先口座変更の手続きがお済みでない場合は、報奨金の支払いに遅れが生じる場合がありますのでご注意ください。）

※申請書は本庄市ホームページ（集団資源回収事業報奨金のご案内）からダウンロードできます。

〔集団資源回収事業報奨金交付手順〕



《有価物取扱登録業者一覧表(50音順)》

（本庄市集団資源回収事業報奨金交付要綱第 8 条により登録している業者：有価物取扱登録業者とは、集団資源回収に協力し、資源の再利用及びごみ減量を推進するため、あらかじめ登録した事業者です。）

No.	業 者 名	住 所	電 話 番 号	取扱有価物(報奨金対象)
1	(株)新井商店	本庄市小島南 3-1-37	22-3163	紙類・金属類・布類
2	内田軽金属	本庄市児玉町金屋 617-5	72-4843	金属類
3	(株)木村商店	本庄市寿 2-11-29	24-2458	紙類・金属類・布類
4	(株)輝本商会	美里町甘粕 580-1	76-1981	紙類・金属類・布類
5	クリーンレイディング赤城産業(株)	本庄市東台 4-7-26	24-5353	紙類・金属類・布類
6	寿商事	本庄市寿 3-11-36	24-3437	紙類・金属類・布類
7	(株)サイキョウメタル	上里町嘉美 1082	34-2803	金属類
8	(株)サニタリーセンター	本庄市小島南 3-11-15	24-1435	紙類・金属類・布類
9	盛和貿易(株)	本庄市児玉町児玉 1536-1	080-8159-5888	金属類
10	永田紙業(株)本庄事業所	本庄市児玉町共栄 300-4	73-1020	紙類・金属類・布類
11	(株)羽賀商店	本庄市栄 3-1-25	21-3477	紙類・金属類・布類
12	(株)羽根倉金属	神川町新里 2038-1	71-7712	紙類・金属類
13	(有)福島商店	本庄市児玉町蛭川 308-1	72-1294	紙類・金属類・布類
14	(株)富士商会	深谷市菅沼 228-1	048-583-5321	紙類・金属類・布類
15	(株)前原紙業 美里営業所	美里町甘粕 847	76-4401	紙類
16	(有)南商店 上里営業所	上里町七本木 2960-2	33-2277	紙類・金属類
17	(有)山崎商店	本庄市前原 1-10-30	22-5346	紙類・金属類・布類
18	(株)UACJ 深谷サービス	深谷市上野台 1351	048-572-1310	金属類(アルミ缶)

《記入例①：1種類を回収した場合は単価3円》

様式第3号（第8条関係）

集団資源回収事業報奨金交付申請書

令和 年 月 日

（あて先）本庄市長

登録した団体名・
代表者・住所で申
請してください。

団 体 名 ○○○子ども会育成会
代表者氏名 本庄 太郎 印
住 所 本庄市○○-□□-
電 話 (××) - ××××

会長印か代表者の個
人印を押印
（スタンプ印不可）
報奨金交付申請書に
は押印が必要！

本庄市集団資源回収事業報奨金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請金額 金 4,500 円

2 内訳

有価物の種類	回収量 (kg) A	単価 (円) B	申請金額 C=A×B
紙類	1,500	3	4,500
布類			
金属類			
合計	1,500		4,500

3 振込先

取扱金融機関	□□□□ 銀行・信用金庫・信用組合・農協 △△ 支店		
口座番号	普通・当座	No.	0012345
ふりがな	○○○こどもかいいくせいかい	だいひょう	ほんじょう たろう
名義人	○○○子ども会育成会	代表	本庄 太郎

登録した口座を記入してください。
通帳を確認し、記入誤りのない様、
ご注意ください。

《記入例②：2種類を回収した場合は単価4円》

様式第3号（第8条関係）

集団資源回収事業報奨金交付申請書

令和 年 月 日

（あて先）本庄市長

登録した団体名・
代表者・住所で申
請してください。

団 体 名 ○○○子ども会育成会

代表者氏名 本庄 太郎 印

住 所 本庄市○○-□□-

電 話 (××) - ××××

会長印か代表者の個人印を押印
（スタンプ印不可）
報奨金交付申請書には押印が必要！

本庄市集団資源回収事業報奨金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請金額 金 4,080 円

2 内訳

有価物の種類	回収量 (kg) A	単価 (円) B	申請金額 C=A×B
紙類	1,000	4	4,000
布類	20	4	80
金属類			
合計	1,020		4,080

3 振込先

取扱金融機関	□□□□ 銀行・信用金庫・信用組合・農協 △△ 支店		
口座番号	普通・当座	No.	0012345
ふりがな	○○○こどもかいいくせいかい	だいひょう	ほんじょう たろう
名義人	○○○子ども会育成会	代表	本庄 太郎

登録した口座を記入してください。
通帳を確認し、記入誤りのない様、
ご注意ください。

《記入例③：3種類を回収した場合は単価5円》

様式第3号（第8条関係）

集団資源回収事業報奨金交付申請書

令和 年 月 日

（あて先）本庄市長

登録した団体名・
代表者・住所で申
請してください。

団 体 名 ○○○子ども会育成会

代表者氏名 本庄 太郎 印

住 所 本庄市○○-□□-

電 話 (××) - ××××

会長印か代表者の個
人印を押印
（スタンプ印不可）
報奨金交付申請書に
は押印が必要！

本庄市集団資源回収事業報奨金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請金額 金 17,000 円

2 内訳

有価物の種類	回収量 (kg) A	単価 (円) B	申請金額 C=A×B
紙類	2,500	5	12,500
布類	800	5	4,000
金属類	100	5	500
合計	3,400		17,000

3 振込先

取扱金融機関	□□□□ 銀行・信用金庫・信用組合・農協 △△ 支店
口座番号	普通・当座 No. 0012345
ふりがな	○○○こどもかいいくせいかい だいひょう ほんじょう たろう
名義人	○○○子ども会育成会 代表 本庄 太郎

登録した口座を記入してください。
通帳を確認し、記入誤りのない様、
ご注意ください。

【注意事項】

偽りその他不正な手段により交付決定または交付を受けた場合、また、その他不適当と認められる事実があった場合は、交付決定の取り消し、または交付した報奨金の全部若しくは一部を返還していただくことがあります。

【集団資源回収事業報奨金交付 Q & A】

Q1. 複数月に実施した分を1枚の申請書で提出できますか。

A1. 実施した月ごとではなく、業者へ引き渡す月ごとに申請書をまとめてください。
反対に、同じ月に実施しても引き渡す月が2か月以上にわたる場合は、申請書もわけます。この場合、単価の計算は申請書ごとになります。(Q5、A5 参照)

Q2. 提出した年間実施計画書の資源回収対象品等に変更が生じた場合は、どのようにしたら良いですか。

A2. 変更が生じた場合は、環境推進課まで電話等でご連絡をお願いします。

Q3. 今まで、紙類の回収しか実施していませんでしたが、新たに布類も回収する予定です。たとえ、回収した布類が1kgでも種類数が増えたこととして取り扱いいますか。

A3. 有価物の種類数については、1kgでも種類数が増えたものとして取り扱います。ただし、指定の登録業者へ引き渡す必要があります。なお、1kg未満の場合は、種類数として数えませんのでご注意ください。

Q4. 報奨金の単価は、紙類をA社、布類をB社、金属類をC社のようにそれぞれ別の業者に引き渡したとしても、同一月内に引き渡しをするのであれば、有価物の種類数は3種類(5円)となりますか。

A4. この場合、3種類として考えますので、報奨金の単価は5円となります。

Q5. 集団資源回収を実施して紙類、布類、金属類の3種類を回収しました。ただし、紙類と布類は実施した月に、金属類は翌月に業者へ引き渡しました。この場合、単価はいくらになりますか。また、申請書は1枚でまとめて記載できますか。

A5. 紙類及び布類分は2種類(4円)、金属類分は1種類(3円)として計算します。また、申請書は引き渡した月ごとに必要となります。紙類及び布類申請分と金属類申請分でそれぞれ別の申請書の提出が必要となります。

Q6. 同一月に複数の業者へ引き渡しましたが、一部の書類の添付を忘れてしまいました。この場合、後日申請すれば報奨金は受けられますか。

A6. 受けられません。申請書は実施した月ごとに1枚となり、種類によっては単価が変わることも考えられますので、月ごとの書類がまとまった時点で申請をお願いします。また、申請後訂正がある場合は、申請月の末日までに環境推進課窓口にて訂正又は差し替えをお願いします。

Q7. 有価物取扱登録業者（3ページ参照）でない業者へ売却しました。報償金は受けられますか。

A7. 受けられません。あらかじめ有価物取扱登録業者であることを確認してから、売却をお願いします。

【令和5年度 回収量】

(単位：kg)

紙 類	新 聞	雑 誌	雑がみ	段ボール	牛乳パック
	423,110	175,965	8,620	317,395	2,772
	小 計				
	927,862				
布 類	11,476				
金属類	10,565				
合 計	949,903				

皆さまのご協力により、令和5年度は
949,903 kgの資源を回収することができました！

来年度も引き続きよろしくお願いいたします。
(令和6年度は現在集計中です。)



問い合わせ先	本 庄 市 役 所 環 境 推 進 課	TEL：0495－25－1172(直)
	児 玉 総 合 支 所 支 所 環 境 産 業 課	TEL：0495－72－1334(直)